平成２１年（フ）第４８７号
佐賀県佐賀市本庄町大字末次122番地１、住民票上の住所佐賀県佐賀市川副町大字南里237番地１
破産者　西村　正男
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
福岡県春日市日の出町６丁目41　ワールドホンダビル503
破産者　今畠　利幸
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
佐賀市大和町大字川上667番地１
破産者　北村　佳信
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
熊本県上益城郡山都町北中島1115番地３
破産者　中瀬裕治郎
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６６０号
熊本市戸島西２丁目６番96号
破産者　阪口　　司
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４０号
岩手県盛岡市厨川５丁目４番２号　盛岡大学学生会館
破産者　白根　　勉
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第７１２号
宮城県塩竈市赤坂１番１―1102号　エクレール赤坂ヒルズ
破産者　横山　隆弘
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
静岡県伊豆市加殿481番地の１
破産者　右原　　彰
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
静岡県熱海市紅葉ガ丘町21番10号
破産者　菊間ますゑ
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
岐阜県羽島郡岐南町三宅８丁目245番地東陽第二ハイツ501号室、開始決定時の住所愛知県一宮市新生４丁目８番23号
破産者　池戸　和久
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３７２号
愛知県稲沢市西町２丁目７番６号
破産者　まんが喫茶モンキーこと　小谷野晃志
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３５６号
京都市伏見区竹田久保町12番地の21、居所大津市下阪本５丁目字椎原2512―１　ディンプル阪本206号
破産者　源　千恵子
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９８号
京都市右京区御室小松野町28番地の５、住民票上の住所京都市上京区御前通一条上る東竪町113番地４　エスポワール那須601号
破産者　藤田　孝久
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
京都府福知山市字堀1633番地の１
破産者　稲田裕美子
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第４５２６号
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ６―204号
破産者　西村　**邦**広
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２号
愛媛県大洲市八多喜町甲1232番地第６
破産者　石山　直樹
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第４８号
愛媛県西予市三瓶町垣生甲167番地１
破産者　山﨑ひづる
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第５８号
愛媛県西予市三瓶町垣生甲767番地２
破産者　山﨑　博幸
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第１０８号
愛媛県今治市本町１丁目２番地６　ライブタウン本町402号、旧住所愛媛県松山市空港通３丁目11番４号、愛媛県今治市東村１丁目13番３号
破産者　セカンドハンドこと　西澤一登志
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部